

第397回南国市議会定例会会議録

第5日 平成29年9月15日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	9番 有沢芳郎
10番 中山研心	11番 前田学浩
12番 村田敦子	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

—*—

欠席議員

8番 高木正平

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 吉川宏幸
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 島崎哲
環境課長 谷合成章	農林水産課長 村田功
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 古田修章	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 課 長 兼 長 員 長	竹 内 信 人	生涯学習 課 長	中 村 俊 一
教 育 次 長 兼 長 員 長	細 川 千 秋	農 業 委 員 会 長	土 橋 愛
教 学 校 監 事 消 防 長	小 松 和 英	農 事 務 局 長	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

議事日程

平成29年9月15日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時2分 開議

○議長（西岡照夫） これより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（西岡照夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。1番神崎隆代議員。

〔1番 神崎隆代発言席〕

○1番（神崎隆代） おはようございます。

一般質問の最終日となりまして、先々の質問と重なる部分もあるかと思われませんが、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、特設公衆電話についてお伺いいたします。

常設の公衆電話とは別に、災害発生時等の緊急時に避難所などに設置される特設公衆電話は、回線が災害時優先電話に種別されているため、発災後も通信規制を受けずつながりやすいということですが。

そのため、あらかじめ回線を引いておいて、災害時には電話機を接続して通話ができるようにする事前設置型の設置が進められています。

南国市の避難所への設置状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） おはようございます。

神崎議員さんの御質問につきましてお答えいたします。

平成26年2月に、指定避難所15カ所に特設公衆電話の設置をしております。これは株式会社NTTフィールドテクノ四国支店から、災害時特設公衆電話回線の事前引き込みについての御提案を受け、引き込み工事を行ったものでございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 避難者が家族の安否確認をするためにも全避難所に設置されることが望まれます。

まだ設置できていない避難所には小中学校や高校の体育館などがありますが、今後早急に設置をするように取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 他の指定避難所においても必要なものでありますので、事前設置について申請を行うようにします。

工事費用につきましては、既に回線が来ておりその配管などが使用できる場合や、新たに配線する場合でも建物内への簡単な工事のときには、NTT側が負担していただけるということですが、大規模な工事になる場合には工事費用の負担について協議することになります。

体育館などの施設では電話の配線がなく大がかりな工事になることが見込まれ、市の負担も必要となってくると思いますので、NTTと協議しながら、また財源も含めまして計画的に実施したいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 手を挙げてお願いします。1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 早急に申請をしていただけるということですけど、小中学校、高校の体育館は避難所として多くの避難者を受け入れるようになっていますので、1台では足りないと考えられます。複数の回線を引くことは可能でしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 回線数につきましては、避難所の収容人数によって基準がある

ということでございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） この特設公衆電話は基準があるということでしたら、600名収容の体育館ということになりますと、回線はどのくらい引けるということになりますでしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） N T T西の基準についてですが、収容人数300人に対して1回線でございますので、600人の収容人数がある施設につきましては2回線ということになります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） この特設公衆電話は避難所間の連絡手段としての利用はできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 特設公衆電話は発信専用の電話となりますので、着信ができません。避難所間や市災害対策本部との電話のやりとりについてはできません。指定避難所のほうからの連絡だけになります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 避難所ごとに設置場所が誰でもわかるように標示することと、避難所対応マニュアルへの記述もしていく必要があると思いますが、その点はいかがででしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 避難所運営マニュアルには記載されておきませんので、マニュアルに記載するよう協議してまいります。電話機は平常時には設置されておきませんので、発災時に施設管理者または避難者みずからが設置することになります。設置場所につきましても、その標示については事前に看板等用意して標示をしていただくことになります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 災害時に限られた台数で多くの人を利用することになりますので、日常の防災訓練などのときに使用マナーなどを徹底する必要があると考えます。例えば、通話時間を1人1分と決めるなどといったことですが、混乱を避けるためにも事前に取り決めをしてお

くことへの御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 基本的には、本人または家族の安否確認が主になりますので、災害用伝言ダイヤル171の啓発が必要になると思います。

また、災害時における電話のマナーなどにつきましては、東日本大震災では特設公衆電話でトラブルになったケースも聞いておりますので、利用方法についての注意についても周知の必要があると思います。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 特設公衆電話につきましては、課長のほうより早急に申請をしていただけるということで御答弁もいただきましたので、気持ちよく次の質問に移らせていただきます。

次に、ヘルプカードにつきましてお伺いいたします。

障害者や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードというものがあります。このヘルプカードについての御認識をお伺いいたします。

ヘルプカードを最初に導入したのは東京都ですが、ヘルプカードの有効性につきまして、福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） ヘルプカードは、障害者の中でも特に外見上はわからない障害である義足、人工関節の方、聴覚障害者、内部障害者、知的障害者、精神障害者や難病患者の方などが、災害時はもちろん日常生活の中や緊急時困ったときに周囲に支援を求める際には役立つものと認識しており、大変有効なものと考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 所長も御認識のとおり、このヘルプカードが普及されるきっかけとなったのは2009年の春、街頭演説中の都議会議員に自閉症の子供がいる母親が声をかけたことからでした。

その母親は、私の子供が1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京をつかってほしいとの思いを伝えました。その思いを真っすぐに受けとめた都議は、カードの共通化を提案、2度目の2011年2月にもこのことを取り上げました。その翌月、東日本大震災が発生、混乱の中家に帰れない障害者が続出したことで、さらに普及の要請を行った結果、導入されることとなりました。

現在、全国でこのヘルプカードを導入している自治体はどれくらいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 現在、東京都が作成したヘルプマークを表示したヘルプカードを取り入れているのは、私が確認いたしましたところでは県単位では12都府県でした。ヘルプマークのみを取り入れている県も入れると、もう少しふえるのではと思います。市町村で独自に取り入れているところもありますが、全国の市町村での実施数については確認できておりません。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） このヘルプマークを南国市で導入するとすれば、何名くらいの方が対象となるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 平成28年度末現在で、身体障害者手帳の所持者は2,712人、知的障害者で療育手帳を持っている人は364人、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は274人で合計3,358人となっております。

この中でカードを必要とする方に加えまして、難病の方や妊婦、病気等で通院中の方も所持可能ということで考えますと、2,000人程度ではないかと想定いたしております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） その際、このヘルプカードを導入するに当たっての費用はどれくらい必要となるのでしょうか。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 主な費用は、カードの作成と啓発、PR用のチラシの印刷代になると考えております。見積もりはとっておりませんが、数十万円程度ではないかと推察しております。

カードの配布は、ホームページからのダウンロードのみという自治体もございまして、配付方法や配付対象により変わってくると考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） それでは福祉事務所長、このカードの導入の必要性についての御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 今後、南海トラフの地震などの災害時や日常の緊急時に支援が欲しい方への備えとして、導入していく価値はある対策ではないかと考えております。また、カードの普及は障害のある方がどんな支援を必要としているのか知っていただくことにもつながり、障害への理解を深める機会とも捉えることができると考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 今のところ四国では徳島県がオリジナルカード、愛媛県が東京都の様式を取り入れているようですが、高知県ではまだ実施しておりません。

制度としましては県で実施することが望ましいかもしれませんが、近隣の市である南国市から始めることで県をリードして行ってほしいと思います。

福祉事務所長の御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 援助をする側の者が、そのカードの趣旨を理解していないと意味がなく、広域的なPRや周知による普及促進が欠かせないと考えます。県全体での標準様式があれば、県内どこでも認識してもらえ効果が大きいと考えます。

特に、南国市は高知市など近隣市町村への通勤や通院、買い物などで移動される方が多いので、大規模災害時や緊急時を他市町村で迎えることも考えられます。

県での導入を希望したいと考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） このヘルプカードに関しましては、今県議会のほうでも県として何らかの方向性を示すと思われれます。

県の対応が遅い場合は、南国市としましてどのような対応をされるのかお聞かせください。

○議長（西岡照夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 県のほうでは、県の障害保健福祉課へ問い合わせたところ、まだ導入については不明ということではございますが、南国市単独で導入するとすれば市民同士の間での共助を期待するものでありますので、行政型の押しつけというよりは実際使う障害者の方や市民の方の御意見が大事ではないかと思えます。

これから始まります南国市障害福祉計画第5期に向けての見直しの際に、このヘルプカードの導入につきましては障害者自立支援協議会の委員の皆様にも御意見をお聞きいたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） これから委員の意見も聞きながら検討をしていただけるということで、導入の方向で進めてくださることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

認知症カフェについてお伺いいたします。

日吉町において南国市認知症家族の会の皆さんが運営されています、認知症カフェ「えがおの会」は、本人・家族がそれぞれに抱えているストレスを発散したり、地域の人との交流を通して気分転換が図れる場となり、地域の中のさまざまな社会資源や支援者に出会える場づくりとして開催されています。

現在の実施状況を長寿支援課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症カフェは平成27年6月から、現在の場所であるグループホームひよしの地域交流スペースで毎月第2水曜日の午後1時半から開催されています。認知症家族の会「えがおの会」が中心になり、地域住民、民生委員、介護施設の職員など誰でも自由に参加ができ、介護についての相談や情報交換を行うなどの交流が行われております。

認知症カフェの活動については、地域包括支援センターが支援を行っております。今年度の活動内容には地域住民向けの講座の企画もあり、参加者同士の交流のほかに地域へ向けた発信なども行われております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 現時点では南国市内で1カ所、月1回の開催ということですが、南国市の広い地域の中ではもう少し開催場所をふやして、住んでいる場所の近くにあればよいのではと考えますが、市民の皆さんからそういう御要望はないでしょうか。

参加されていた方の中には、家族の送迎があったので参加できたという方もおいでましたので、その点も踏まえて御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 高齢社会となり、2025年には認知症高齢者は約700万人と推計されており、認知症に対する施策は重要となっております。

国が策定した認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、新オレンジプランにおきましても、認知症の人の介護者への支援として認知症カフェの設置をすることが示されております。

認知症カフェが身近な場所にあれば、御家族の安心にもつながるものと思います。開催場所をふやすということについての具体的な要望はお聞きしておりませんが、現在の認知症カフェの活動をより多くの方に知っていただくように周知を図ってまいりたいと考えます。

○議長（西岡照夫） 1 番神崎隆代議員。

○1 番（神崎隆代） 月 1 回の開催でも利用者にとりましてはうれしいかと思いますが、週 1 回の開催とすれば本当に安心の場所としての存在感が高まるのではないかと思います、御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症カフェは、介護する家族の心の負担を軽くする場所としてもその必要性が今後高まっていくものと思われます。現在の認知症カフェは、認知症家族の会の運営によるものですので、開催回数などの運営内容につきましては、家族の会関係者での協議になると考えております。

○議長（西岡照夫） 1 番神崎隆代議員。

○1 番（神崎隆代） 開催場所をふやすという観点から考えると、ゼロからの立ち上げとなるとなかなか進まないのではないかと思います。

地域の公民館では高齢者の集うサロンが開催されて好評ですが、それが月 1 回で実施されていると思います。その場所で認知症カフェの開催を検討できないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。また、その場合の支援としましては、どのようなことが可能となるでしょうか。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症カフェを既存のサロンなどの活動と同時に開催するという場合には、両方の事業が円滑に実施されることが非常に重要になると考えております。

認知症カフェを新たにつくるという場合にはいろいろな方法がありますが、どのようなやり方があるのか他の事例なども参考にさせていただき、研究していきたいと考えております。また、認知症カフェの設置につきまして御相談がありましたら、地域包括支援センターとともにできる限りの支援を行っていききたいと考えております。

○議長（西岡照夫） 1 番神崎隆代議員。

○1 番（神崎隆代） 認知症サポーター養成講座の開催により、多くのサポーターが誕生していることと思います。南国市においては、今現在、何名のサポーターがおいでなのでしょう。認知症カフェにおいても認知症サポーターの活躍する場となるのではないかと考えますが、人的協力をさせていただくことは可能でしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 平成20年度から平成28年度末までに、認知症サポーター養成講

座を受講された方は2,128名となっております。認知症サポーターは認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の方の理解者になるなど各自ができる範囲での手助けを行っていただくというのですが、認知症サポーター養成講座の中で認知症カフェの説明や、また活動にかかわっていただける方への呼びかけを行うことは可能であると考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 御答弁、御丁寧にありがとうございます。

今後の超高齢化社会に向かう中、協力できる人材の育成も図りながら、住みなれた地域で誰もが参加できる居場所がふえることを望みまして、次の質問に移ります。

連携中枢都市圏についてお伺いいたします。

9月7日に高知市が連携中枢都市宣言を行い、今後、連携協約の締結、ビジョンの策定へと進んでいくようです。

連携中枢都市圏の役割としましては、県内全域で人口減少が進行する中、連携中枢都市である高知市が圏域を牽引する取り組みと、連携中枢都市と市町村が協力し、連携効果によりお互いが共栄できる取り組みを行うことで連携中枢都市が人口のダム機能を発揮し、圏域全体の人口減少の抑制を図る取り組みが求められているということですが、この人口のダム機能とは具体的にどういうことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 神崎議員さんからの御質問にお答えをいたします。

高知県では高知市に人口の約44.9%が集中しておりまして、また高知市と県内6つの地域ブロックとの転出入の状況を見ますと、物部川地域を除き、ほかの5地域では大きく高知市への転出超過となっております。

このように、高知県では周辺地域から高知市に人口が集まる傾向が続いていることから、高知市が県外への人口流出を緩和するためのダム機能を果たし、かつ高知市の都市機能を活用して高知市以外の周辺の市町村で暮らすことを選択する人々をふやすことで、県内の人口維持を目指すという考え方を人口ダム機能として表現をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） この人口ダム機能ということが人口減少を抑制して、県外への流出を防ぐということであれば、例えば県外から高知の大学等へ進学している方に卒業後も県内に住み続けてもらえるような取り組みや、県外へ進学した方が高知県に帰ってくるための受け皿とな

るような取り組みが、これからの連携事業の中にあるのかお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 人口減少対策は県内全ての市町村が抱える課題でありまして、それぞれの市町村がまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本市では人口ビジョンで示した2060年の将来展望4万1,500人を実現するために、産業振興や子育て支援、移住定住策に取り組んでいるところでございます。

この総合戦略に基づきまして、各市町村が少子・高齢化や人口減少対策に取り組んでいるところでありますが、この連携中枢都市圏の取り組みは個々の市町村の取り組みを後押しするものと位置づけられておりまして、連携中枢都市圏の取り組みとの相乗効果によりまして、先ほど言われました県外への流出等を食いとめるという人口減少対策を推し進めようとする内容となっております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 高知市一極集中が助長されるのではないかとの意見も聞かれますが、それについてのお考えをお聞かせください。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 連携中枢都市圏と、平成22年度から高知市を中心として本市、香南市、香美市の4市で圏域を形成しております定住自立圏との大きな違いは、圏域での連携した取り組みとして、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上という従前からの取り組みに加えまして、圏域全体の経済成長の牽引、また高次の都市機能の集積・強化という2つの大きな柱の取り組みが加わっておりまして、高知市のマーケット機能・ハブ機能の活用や広域的な社会インフラの整備、都市機能の相互利用を図る内容となっております。

連携中枢都市圏の形成によりまして、高知市に措置されます財政措置、普通交付税では約1.7億円と見込まれておりますけれども、これにつきましては新たに加わりました経済成長の牽引、都市機能の集積・強化という2つの柱の取り組みを中心に、圏域全体のために活用されることとなっております。

こうした考えに基づく取り組みの担保としまして、県の産業振興推進地域本部が連携市町村と高知市とのパイプ役となって、事業の調整や磨き上げに協力していただけることとなっております。このことから、高知市のひとり勝ちではなく、圏域全体に波及する取り組みを行うことにより、本市にとってもメリットが得られるものと考えております。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 課長の説明にも高知市には普通交付税が約1億7,000万円おりると、また特別交付税が実績額の80%の財政支援が行われるということです。

南国市は上限1,500万円の特別交付税が支援されるとのことですが、南国市は高知市からさらに財政支援を受けるためにどのような取り組みを行っていく計画なのか、具体的な事業についてお聞かせください。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 連携事業につきましては、県内6ブロック、本市につきましては物部川地域ブロックにおきまして検討を行いまして、平成30年度から18事業でスタートをする見込みでございます。

具体的な事業としましては、先ほども説明しました圏域全体の経済成長の牽引の事業としまして日曜市の出店事業、これにつきましては1日当たり平均1万7,000人の観光客が訪れる日曜市において、圏域の市町村が輪番制で農産物・加工品の販売や観光PRを行う内容となっております。

また、6次産業化推進事業では、高知市が主催します農商工連携セミナーの参加要件を圏域全体に拡大しまして、事業者間の交流拡大による新商品の開発、販路拡大につなげる内容となっております。

また、二段階移住促進事業につきましては、移住に対して不安を抱える潜在的な移住希望者を対象としまして、高知市を拠点とした二段階移住のPRや相談体制の充実を図ることによりまして、圏域内のお試し滞在施設の相互利用などを通じまして、周辺市町村への二段階移住の取り組みを推進するものとなっております。

また、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上としましては、防災リーダー育成事業につきましては、高知市で開催をします防災講座を双方向の送受信システムにより県内6つのブロックのサテライト会場にて同時受講を可能としまして、防災力の向上を図るものとなっております。

また、ファミリー・サポートセンターの広域連携事業では、センターの市町村の枠を超えた相互利用や高知市で行う援助会員の養成講座の対象者を圏域全体に拡大するなど、圏域全体のサービスの質の向上を図る内容となっております。

この連携協約につきましては、連携中枢都市であります高知市と1対1で締結することになっておりまして、この連携協約締結議案につきましては12月定例会に上程をする予定としております。本市は高知市とも隣接をしておりまして、高知市の都市機能の向上により市民の利便

性も向上いたしますし、連携も図りやすいということから、平成30年から予定されておりますこの18事業全てに連携して取り組む意思を示して協議を進めておるところでございます。

平成30年は初年度ということもありまして、圏域として取り組む事業としてはまだ十分な内容とは言えないところではございますけれども、毎年度の見直し、事業の追加もできるということになっておりますので、圏域が一体的に発展できる事業、また本市にとってメリットの得られる連携事業について、これからも検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 幾つかの事業について御説明いただきまして、ありがとうございます。

南国市としましても、市民の利便性の向上もしていけるということで、この連携中枢都市圏につきましてはこれからのことであり、南国市が連携する事業が今後しっかりと前に進んでいけるように期待をしたいと思っております。

最後に、持続可能な開発目標SDGsに対する認識と理念、目標に沿った市政運営につきまして市長の御所見をお伺いいたします。

SDGsは2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。貧困や飢餓の根絶、環境対策、平等の実現など17項目から成る分野を先進国自身が国内政策として取り組むことになりました。SDGsは国際社会の新たな共通言語となり、全ての国や企業、地域コミュニティー、NGO、NPO、国際機関、行政、そして子供から大人まで一人一人が力を合わせて達成していく目標です。

SDGsには大きな17の項目にそれぞれ具体的な目標が示されており、全部で169という多岐にわたっています。ジェンダーの平等、良好な雇用環境づくり、生産と消費の見直し、海や森の資源保護、安全なまちづくりなどがありますが、南国市におきましてこの理念に沿った施策を既に行っていると言えるのはどのような施策でしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員さんの御質問にお答えいたします。

今、神崎議員さんがおっしゃいました、SDGsという持続可能な開発目標ということでございますが、これは国連サミットで採択された非常に幅の広い全世界的な目標でございます。この目標の中にはもちろん南国市で行っているといえますか、自治体で行っている施策は全てこの中に包括されるのではないかとこのように思うところです。

その中でも17の目標、貧困をなくそう、すべての人に健康と福祉を、エネルギーをみんなに、

そしてクリーンに、住み続けられるまちづくりをというようなことも入っております、これら今申し上げたことだけでも保健、福祉また環境、そして都市整備、都市計画といったところが今該当するようなところでございます。非常に幅の広い概念でございまして、その中で特に南国市で進めている施策と申しましても、従来から進めてきている施策全て該当するということでございます。

今新たに始めようとしている特徴ある施策としましては、環境対策としましてバルクリースということを行っております。これは国の地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガス削減目標に沿って地球温暖化対策に取り組むというものでございまして、主要施設における低炭素設備の導入を率先して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。南国市でも既にこの理念に沿った施策が取り組まれているということを御説明いただきました。

そのほか身近なことでは、無利子奨学金や給付型奨学金の拡充により希望する誰もが進学できるように支援することも、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減推進も、こども食堂への支援や未利用食品の提供も、住宅用太陽光発電への助成も、さらに健康的な生活を確保し福祉を促進するための介護予防であったり、健康被害を防ぐための受動喫煙防止対策もSDGsにつながっていると言えます。

南国市としまして、このSDGsの理念に沿った市政運営を行うために、今後どのような新たな施策が考えられますでしょうか。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今後新たな施策ということですが、このSDGs、今神崎議員さんがいろいろ施策を御紹介していただきましたが、今御紹介していただいたとおり、今まで行っている教育とか福祉、またまちづくり、いろんなことがこのSDGsの概念に合致するわけでございます。

今後、この理念に沿った一つ一つの取り組みの成果は地球規模での開発目標のゴールに近づくというものでございまして、今後市政を進める上でも私もこのSDGsの理念というものを意識して取り組んでまいりたいと思うところです。

先ほど、環境問題ということでバルクリースを私のほうから申し上げたところでございますが、次に健康被害ということで先ほど受動喫煙ということもありました。受動喫煙の問題につ

きましては、肺がんや脳卒中などの死亡リスクがふえると科学的にも明らかになってきたこともありまして、最近では屋内禁煙がグローバルスタンダードになりつつあります。

本庁舎は5階に喫煙室を設けて分煙を行っておりますが、こうした背景から考えてみますと、今市役所内というのは少なくとも禁煙にしないといけないのではないかと考えております。もう既に、教育委員会の学校施設の中では敷地内禁煙ということになっているということですので、この市役所庁舎も、もう禁煙ということで、来年度からは禁煙にしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 御答弁ありがとうございます。

来年度から禁煙ということで、突然びっくりしました。健康被害を防ぐためにも本当にすばらしい施策であると思います。

SDGsの誰ひとり取り残さないとの理念は、未来を担う子供たちの心に刻んでほしい重要な考え方として、2020年度から開始される新しい学習指導要領に反映されることになりました。この考え方で社会を構成していくなら、全ての人の人権が大切にされる社会が築かれ、いじめや貧困をなくしていくことができると思います。

最後に、新市長のSDGsに対する御所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 2030年までに貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求しようというのがこの目標の大前提でありますので、特に次世代を担う子供たちにとって、いじめや貧困のない社会にしていくことは行政として当然の務めであります。

また、人権として全ての人が命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を持ち得ているわけですので、全ての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 1番神崎隆代議員。

○1番（神崎隆代） 大変御丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

今回このテーマを提出したところ、初めて耳にされた方もおいでました。このSDGsの考え方が広く南国市に浸透することを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子発言席〕

○19番（福田佐和子） 私は通告をしてあります市長の政治姿勢、国保、介護、後期高齢者の市民負担、そして保育について伺います。社会保障と市民を守る立場での、市長の現状認識と今後について伺います。

2つ目は、戦争遺跡の保存と活用について伺います。市民からの、市政が今回はよい方向へ行くといいね、という多くの期待に応えられることを願いながらお聞きをいたします。

3つ目は、教育行政について、中学生自死のその後と再発防止策についてお尋ねをいたします。

まず国保、介護、後期高齢者保険につきましては、加入者負担の重さについて市長はどのように認識されておられるのか、お尋ねをいたします。

安倍政権の進める社会保障の連続改悪は、市民の負担増を強いるとともに、将来への不安を増大させ、消費を冷え込ませているのが現状です。社会保障の改悪で将来不安の増大、消費の冷え込み、景気の悪化、税収減というマイナスの悪循環を、社会保障の充実で将来不安の解消、消費の増加、景気回復、税収増というプラスの好循環へと切りかえることが大事ではないでしょうか。

国保は、これまでもたびたび指摘をしましてのように加入者の5割以上が減免世帯であり、その上県単一化で再び引き上げられるのではないかと心配をしております。加入世帯は自営業や無職、年金で暮らしている人が多く、年金はますます、そして確実に引き下げられているのに負担感は増す一方です。買い物に行かない、服を買わない、病院へ行く回数を減らすなどのやりくりをしていることは、これまでもここで言ってきたところです。

市長はこの状況をどう見ておられるのでしょうか。また、今後の負担軽減策について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 福田議員さんの御質問にお答えします。

国保税につきましては、年間80万円を超える御負担をいただいている世帯もあり、低所得者の皆様につきましては軽減策はあるものの、かなりの御負担をおかけしていることは承知しております。

しかしながら、国保制度は相互扶助を基本とした制度でございまして、これまでどおり国保の運営につきましては、南国市国民健康保険運営協議会の御審議をお願いしながら、医療費の適正化とあわせ健全な国保運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 独自の減免などは簡単にいかないということはこれまでの前市長とのやりとりの中で理解をしているつもりですけれども、議会へ送られて今日まで、市民からは国保や介護、途中からは高齢者を年齢で分ける制度による負担増について切実な声が寄せられています。議会でも繰り返し質問をしてきましたが、市長が市民の負担感を理解をされた上で今後を考えるのか、それとも負担は当然だと考えるかで市民の受けとめ方は全く違います。

先ほど市長は、低所得者の方に負担が重いのは承知をしているというふうに答弁をされましたけれども、市民の切実な声に寄り添いながら市政を今後も運営をしていただきたいと思います、今回は負担についてのお考えだけをお聞きをいたしました。これまでの議会での答弁のように、市民に優しい取り組みを求めていきたいと思えます。

国保、介護、後期高齢者の問題点など個別の事案につきましては、次の議会でお聞きをしたいと思えます。

次に、保育について伺います。

毎年、今ごろになりますと、働くお母さんの不安の声が寄せられます。特にゼロ歳児や障害のある子供さんの入所につきましては大変な心配事です。人生初めの社会保障でありながら、希望どおりに入所できるとは限らず、仕事との兼ね合いで悩むこととなります。

今年度の入所状況はどのような状況だったのでしょうか。全員入所ができたのか、お尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。

近年、女性の社会進出や核家族化などにより、低年齢児での保育施設への入所ニーズが高まっております。南国市では民間保育園などでゼロ歳児保育の実施を行っており、年度当初においては入所希望するゼロ歳児は全員が入所できております。

しかし、母親の育休明けの職場復帰などによりゼロ歳児の入所児童が月を重ねるごとに徐々にふえ、年度途中より入所が困難になっております。また、年度途中の保育士確保が厳しいことより定員数の受け入れができない施設もあります。

以上です。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 保育所の入所児童数を見ますと、公立保育所では定員割れで定員530人のところ365人で、7園で165人の余裕が出ています。一方、民間園では中心部という地

理的条件とゼロ歳児保育で定員880人に対し921人、41人が定員より多く入所していることとなります。

全ての子供が安定した保育を受けることができ、働くお母さんの要望に応えることができれば、市長の目指す大きな子育て支援策になるのではないかと思います。定員に満たない保育所の活用方法を考えるとともに、超過入所の改善、これは超過入所を国は認めているわけですが、小さな子供たちにとってはどうなのでしょう。負担がないのかどうかも検討し直すときがきているのではないかと思います。

公立保育所でのゼロ歳児受け入れと、障害のある子供さんのゆりのある保育を保障するためにも施設面や人的配置、先ほども保育士さんの問題出ましたけれども、臨時では仕事を続けたいと思っていた人もやめることになり、正職でカバーをする。こうしたことも本気で取り組むべきだと思いますが、今後の取り組みがあればお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 市長も所信表明で申し述べてましたように、若い世代の子育て支援としまして、ゼロ歳児保育の拡大には取り組んでいきたいと考えております。公立保育所での実施については、施設の整備とあわせて現在検討を重ねております。

障害児の受け入れにつきましては、ほかの児童と同じく保護者の方が就労されているなど保育の必要な事由のある児童であれば、今までどおり入所申し込みをお断りすることはありません。ただし、重度の障害などにより1対1の保育でないと本人または周りの児童等に危害を及ぼす危険などがある場合は、加配保育士の配置ができるまで待つていただくこともあります。これからも保育所での受け入れというのは推進を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 次に、戦争遺跡の保存と活用について伺います。

市内には大変多くの戦争遺跡があります。戦争を語り継ぐ人がいなくなり、この議場にもほとんどが戦後生まれの皆さんばかりではないでしょうか。8月14日付高新聞の戦争をどう伝えるかの記事には、南国市のトーチカが載っておりました。また、民報の特集記事でも市の掩体が掲載をされております。

強制的にこの施設をつくるために御迷惑をかけた遺跡のある地権者の皆さんや近隣の皆さんの心情に配慮しながら、御理解をいただきながら、できる限りの保存と引き続き平和教育などに活用すべきだと思いますが、現状と今後の見通しをお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 本市の指定史跡であります前浜掩体群を初めとする戦争遺跡は、過去の戦争から未来への警鐘の意味で重要な意義を持っており、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため平和教材として教育的価値のあるものであり、戦争体験を語る人が少なくなるにつれ、その価値は増すものであります。

市の史跡として指定している前浜掩体群の保存につきましては、これまでも図られてきたところですが、

他の戦争遺跡につきましては、所有者の御意向とか文化財審議委員会の関係で指定、修復保存とかいうことはすぐには申し上げることはできませんが、少なくとも史跡カルテ等で記録保存してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 市の文化財担当職員は大変貴重な専門家で、県外から見学に来られた方から高い評価を受けておられます。今後も力を発揮していただきたいと思うわけですが、戦争遺跡を保存活用するための財源とともに、こうした人材もぜひとも大切にいただき、今後も市政の中で戦争遺跡をしっかりと位置づけた取り組みを求めて終わります。

次に、教育行政について伺います。

中学生自死のその後と、再発防止について伺います。

市内中学生がみずからの命を絶ってから、はや2年がたちました。遺族の願いが教育委員会や市に届かないままのつらく長い2年でした。夏休み明けが心配されることから、遺族とともに私たちも息の詰まる思いで数日を過ごしました。私の知る子供たちの誰彼の顔や毎朝家の前を登校していく子供たちを思いながら、ことしこそみんな無事に新しい学期をと願いました。

が、残念ながらことしも夏休み明けに東京や埼玉で中学生と高校生が3人亡くなり、1人が重傷です。全国的にもいろいろな方法で注意を呼びかけていたのに、南国市も同じだと思いますが、残念でなりません。

私は、昨年6月議会から毎議会この問題を質問をしましりましたが、それは御遺族と同じ思いからです。みずから命を絶たざるを得なかったKさんの思いを酌み尽くし、二度とこんなにつらいことが起きないように、そのためにできることはないのか、その一念でした。

残念ながら、遺族の願いは届かないまま、他の保護者や市民には市政や教育行政に対し大きな不信を残したままでした。

今回、土居篤男議員への市長答弁はこれまでにない内容でした。遺族は何の根拠もなく納得できないと言っているのではありません。市長にはぜひとも調査委員長の説明だけではなく遺族にもお話を聞いていただいた上で、事実に基づいて判断をしてくださるよう、心からお願いをいたします。

8月4日にKさんの御遺族は、弁護士とともに文科省児童生徒課坪田課長に要請を行いました。この様子は記者会見も行いましたので、テレビや全国の新聞で報道をされました。この要請書はこれまでの経過を書き、なぜ私たちがここへ来たのか、何を望んでいるのかということを文章にして書かれておられます。

今回初めてお父さんの顔だけでなく、亡くなられた中学生の写真と名前も公表をされました。御兄弟に与える影響も考え抜いた末の覚悟がうかがわれる行動でした。御遺族の願いである、我が子に何があったのか、どう対処したのか、そして二度とこんなつらい思いをする親が出ないようにするため、その思いです。今回も同じようなこととなりますけれども、お聞きをいたします。

まず1点目は、教育委員会は文科省からの指導をどう受けとめているのでしょうか。また、今後の対応はどうされるのでしょうか。このことについては土居篤男議員への答弁と重なりますけれども、通告をしておりますので、改めてもう一度お尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 福田議員さんの御質問にお答えをいたします。

文部科学省から県教育委員会を通じまして、遺族と直接顔を合わせて話し合いの場を持つことも必要ではないかという御指導、御助言をいただきましたので、話し合いを進めてまいりたいと思っております。

また、今後の対応でございますが、当初予定しておりました話し合いの日は条件の折り合いがつかず、延期となりました。遺族の代理人である弁護士の方から、当初予定しておりました日は延期し、日程は当職から連絡するとの連絡があっておりますので、連絡を待つて対応していこうと思っております。

この前に事前打ち合わせをいたしました。遺族側の要望で遺族の代理人である弁護士を通して相互に話をするよう要望があっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 初めて御指導という答弁が教育長のほうからありました。土居篤男議員には助言と、助言をもらったというふうに答弁をされております。

先ほどの答弁で少し確認をさせていただきたいのですが、さきの土居篤男議員には、今の答弁にもありましたように、市の弁護士を入れて調整中だと、9月10日は不発になりましたが、市の弁護士を入れて調整中というふうに言われました。あたかも聞きようによっては、文科省の指導を受けて、教育委員会から働きかけて話し合いの場を持つというふうに聞こえる答弁になっていたのではないかと思います。私の聞き間違いでしょうか、お聞きします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 実は、報告書の提言にも、家族への見守りということがうたわれておりまして、私どもも御両親並びに御家族に対しての話し合い等、見守り等やっていかななくてはいけないという思いでございまして、弁護士さんからの問い合わせ、それに話し合いに対する4つの要望もございましたので、それにつきまして、うちの顧問弁護士さんに御相談をいたして、ということでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） ちょっとまた話があるんですが。実はもう既に、遺族側から出された今後についての要望は、文書で却下をされております。南国市は。これまでの4日以降のことを言いますと、8月4日に市教委を指導するという中身が県教委から南国市に伝達をされ、その後すぐに教育長は対応したいというコメントを出されたようです。その後、8月7日に南国市教育委員会へ遺族側が電話をしたところ、1回目は通じず、2回目電話に出られた竹内次長と面会をすることについてすり合わせをまずするということを決められ、8月14日に面会をされております。

そのときにお渡しをされたのが、今後について、面談の趣旨、目的、先般の文部科学省の動きについて、その趣旨や意義等について認識を共通にするとともに、遺族がその不服とする点及びそれに対する南国市、南国市教育委員会、または調査専門委員会等への要望を明らかにし、それに対する南国市等からの見解の開示を、そして説明を求める場とするもの。また出席者については、遺族側の出席者、遺族、これは御両親、そして親族、弁護士、そして関係団体、南国市からの出席者、その他出席者として県教委からも出席していただきたい。そして、傍聴は、遺族が事前に申請したマスコミについては傍聴を認めていただくという中身でした。

これにつきまして8月25日には回答をしています。この中では全てを却下して、御両親と弁

護士だけで会うということになり、9月10日は、遺族側の文科省の指導をもとに要請をした面会の中身にはならないということで、面会しないということになったわけで、教育長の説明では、はしょって言われたので、少しそのあたりの事実関係が違うと思います。

私は、この却下のことも含めて、この間ずっと感じてきたのは、県も含め教育委員会には、南国市の子供が1人亡くなったのに、重大事態だとの認識がないのではないかという思いです。

今回も、文科省から指導、そして助言と言われましたけれども、議会に出るまでには指導と受けとめてなかったのではないのでしょうか。これは県も同じニュアンスでした。市長は、文科省から指導を受けたと聞いている。その上で、市としての今後の取り組みを答弁をされました。これは正しいことだと思います。

遺族からの申し出を却下するなど、教育委員会は、今回の坪田課長の遺族に寄り添うようにとの指導が届いてないのではないかと思います。それはなぜでしょうか。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 御質問にお答えいたします。

重大事案という認識がございましたので、御両親が自死のことは表面に出さないでほしいというのを、私どもがそれはいわゆる重大事案で、いじめがあったかそのことも詳細に調査せないきませんので、調査専門委員会を立ち上げて、いじめのことも含めて全て調査いたしましようということで立ち上げた調査専門委員会でございますので、私どもの重大事案という認識が、いわゆるすぐにあります。準備に取りかかった次第でございます。

御両親様にもその点を御理解いただきまして、御両親様も、そしたら自死ということをお伝えしてということで、全校生徒そして保護者も集まっていただき、調査専門委員長、副委員長出席のもとできちっと御説明を調査について申し上げて、調査に入ったところでございます。したがって、調査についての我々は、重大事案という認識は十分ございました。

それから、今の言葉の指導、助言ということでございますが、教育現場では指導、助言というふうに常に使っておりますので、同じように捉えておりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、時系列のほうでお話をされましたが、先ほども申し上げましたとおり、私どもは御両親から申し出があったら、いつでも御対応してお話を申し上げ、それは気持ちとしては十分持っていたんですが。今回そういうことで改めて文科省からの指導で、高知県教育委員会を通じて私どもにも指導がありましたので、改めて御連絡をとらさしていただき、またお父さんからもお電話をいただきまして、すり合わせを事前にしましょうということで、今、福田議員さ

んもおっしゃられましたように、うちの次長とお父さん、お母さんと、お父さんお母さんの指定した弁護士さんと日程についての調整をいたしました。その時点で9月10日午前10時からということをお仮設定したんですけども、その後弁護士さんから私どもに届いたのは、お父さん、お母さん、弁護士さんだけではなくて、ほかにも4つの項目についての要望がございました。

したがって、文科省の指導、県教委の指導は、御両親と向き合っただけという指導でございましたので、それについていわゆるほかの方、今申し上げました、その中で先ほど福田議員さんもおっしゃられましたが、要望として両親、弁護士、親族、支援者、マスコミ、県教委、南国市市長部局の参加を望むものでございました。したがって、御両親との話し合いということに対してほかの方がずっと入ってきておりますので、それについて私どもも顧問弁護士に御相談をしたというところでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） その文科省から指導されたことは、遺族の思いに寄り添いなさいということでした。ですから、今回遺族から出されたこの要望書は、これに教育長は応えるべきではないですか。既に名前もお顔もオープンにして、全国の皆さんが知るところになったわけですから。

今まで、調査報告書を盾に、それがあからという事で教育長の独自の答弁というのは余りなかったわけですが、今回新たな局面になって、遺族の気持ちにどう寄り添うか、このことが問われているわけで、一方的にこの要望について却下をするというのは、文科省の指導にも反することだと思います。

後で時間があれば、また指導と報告書の関係についてはお尋ねをしたいと思いますので、引き続き、きちんと遺族の方に応えられるその姿勢を絶対とっていただく。このことを要望しておきたいと思います。

そこで通告をしてあります2点目、6項目の再発防止策の進捗状況と学校現場の受けとめについて伺います。

遺族も望む再発防止は、重要な取り組みです。昨年の9月議会でも同じことを聞いておりますから、進んだところと、教職員の皆さんはどのように再発防止策について受けとめて研修をされているのかなど、お聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 調査専門委員会からは6つの提言を受けて取り組んでいるところでご

ざいまして、これまでも議会のたびに申し述べさせていただきましたが、進捗状況はどの御質問でございまして、多岐にわたりいろいろな取り組みを実践していますので、その中で一例御紹介させていただきます。

その一つは、自殺防止のためのゲートキーパー養成研修です。ゲートキーパーとは、自殺のサインに気づき、適切な対応ができる人のことを言うのですが、子供の周りにこのゲートキーパーがたくさんいることが、子供にとって安心した環境になりますので、まずは教職員向けのゲートキーパーの養成研修を実施しております。昨年度は、全教職員研修も含めて3回実施し、延べ434名の参加がっております。講師には、日本でもトップレベルの先生方にロールプレーを含む研修をお願いして実施したところでございます。本年度も先日の高知新聞でも紹介いただきましたように、きょうまでに3回実施しています。本年度の参加者は、延べ149名となっております。

あわせて、自殺予防ゲートキーパーについての周知、啓発のために、平成28年度当初は教職員向け、平成29年度当初は、ゲートキーパーとして重要な役割のある保護者向けを作成し、さらに来年度当初は、子供自身が友達を守るゲートキーパーとなれるよう、児童生徒用のパンフレットも作成して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 大津市では、全教職員に報告書を配付をして、重大事態を共有しています。遺族の強い願いでもある二度と繰り返してはならないという共通認識なしに、再発防止策はあり得ません。個人情報を除いた報告書を配付して共有すべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 保護者、市民にもわかる取り組みをとということでございますが、大津市での報告書につきましては、実は全部で231ページにわたっております。今後保護者や市民に対して南国市はどのようにしていきますかということでの一つの御提案をいただきまして、今後どういったことが南国市としてできるのか、検討をいたしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 再発防止策の6点目に、御家族への支援の継続というのがあります。昨年9月議会では、御家族への支援の継続、御家族への継続的な支援が最も大切なことだと考

えており、学校を中心として支援を行っているというふうに答弁をされておりますが、その後も引き続き取り組んでおられるのかお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 御遺族への対応につきましては、十分な配慮を行い、可能な限り対応してきたつもりであります。基本調査から詳細調査を行うまでの、先ほども申し上げましたように、手だてや調査専門委員の選出や立ち上げ、そして調査専門委員会の開催日程や進捗状況、そして基本調査、詳細調査で得られた情報、結果報告や再発防止の取り組み等、その都度御両親には御相談させていただきました。

しかしながら、調査結果に御理解が得られていない中で、感情的な対応をされることもあり、新たなトラブルを起こしかねない懸念もありまして、少し距離を置かせていただいたこともございます。

今回、改めまして、文科省から県教委を通じて、もう一度直接顔を合わせて、保護者と話し合いを持つ場をつくればどうですかという御指導、御助言をいただいておりますので、弁護士さんも入った中で場の設定をし、御家族の支援ということに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 1点、今回の文科省の指導は、こうしたらどうですかという中身ではない指導なので。そのあたりはやはり、今回の問題を教育委員会がどのように考えて、受けとめて、行動してこられたかっていうことがわかると思うんですが。決してこうしたらどうですか、というものではないということをおきたいと思っております。

次に、3点目。

自尊感情の育成というのがありますが、どんな内容の教育かお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 自尊感情の育成の教育はどんなものかという御質問でございますが、教育活動の全てが自尊感情を育てる実践であります。一例を紹介しますと、県教育委員会が取り組んでおります高知夢いっぱいプロジェクト事業という県教育委員会の研究指定を受けて取り組んでまいりました。これは、自分への信頼を高め、仲間とのきずなを深めるために、学校行事や生徒会活動を通して行われるもので、全ての教育活動で生徒たちを勇気づけるために、よいところを探して、そのことに対して肯定的に評価し、温かい声かけをするという取り組みでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） さきの6月議会でも質問があったわけですが、県教委は昨年、教職員表彰制度の中で最も高い表彰とされる土佐の教育功績表彰者として、校長先生を表彰をしています。これは昨年10月のことですが、市教育長が推薦した申請日は、Kさんの命日9月1日でした。この表彰を知った人は絶句し、余りにもひどいやり方に怒りの声が上がりました。これは当然だと思います。

自尊心を大事にした教育を進めた、が表彰理由です。自尊心の育成とは、先ほど教育長が述べたような中身で、毎日先生方は教育をされているわけです。だが、みずから命を絶つとき、自尊心を失っているのが最大の理由ではないでしょうか。表彰理由も、申請日も、亡くなったKさんや遺族への配慮が全くないどころか、Kさんのことはまるでなかったかのような冷たい申請ではなかったか、また表彰ではなかったでしょうか。

県の教育長は、こんなふうに答弁をされました。当該校長は、推薦当時、管理職歴14年、3校で11年にわたり校長を歴任して、学習意欲や自尊心が高まる教科指導、生徒指導に取り組んできた。こうした長年のすぐれた経営マネジメント力やリーダーシップを総合的に評価して表彰したというふうに答弁をされており、県議からも、余りにも教育の根本が問われているのに軽過ぎるというふうに厳しく指摘をされておりました。

改めて教育長に、なぜこの表彰が校長先生に贈られ、また申請をされた日がなぜ命日だったのか、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 御答弁申し上げます。

先ほど福田議員さんも申されましたが、当該校長は管理職歴14年、3中学校で11年間校長を歴任し、この間に数学科の授業づくり、小中連携教育、ユニバーサルデザイン、そして組織力向上、授業スタンダードの確立等を行い、すぐれた経営マネジメントを総合的に評価し、私も推薦し、県教育長もそのように評価していただいたというふうに思っております。これまでの頑張りに報いたいという気持ちでの私は推薦でございました。

市教委が、その一周忌の命日である日にとおっしゃられましたが、日程上の関係で申請がこの時期になっていましたので、その点は御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 重ねて御説明をいただきましたが、言われるような自尊感情の教育をKさんは受けていたのではないのでしょうか。その上で亡くなられた。そのことをどう認識をされたのか。例えば県の教育長もそうですが、今の教育長の答弁でも、再発防止と言いながら、起きたことをきちんと認識をせずに次の策はないと思います。私は、これまで教育長がいろいろ答弁をしてこられたことに、それを翻すことはできないというお立場なのかもしれませんけれども、このことに至ってはやはり、余りにも子供さんが亡くなったことに対する県、市含めて軽過ぎる、命が余りにも軽いと言わざるを得ません。

文科省は、重大事態が起きたときは遺族に寄り添う、再発をさせないために、次々と法やガイドラインの見直しなど、いろいろな取り組みをしてきましたが、問題は今明らかになったように、教育現場に、あるいは教育委員会に受け取る力がないことだと言われています。

今後は、文科省の職員が問題のある地域へは派遣をされることになります。教育委員会は、今回の重大事態をこのままにせず、遺族も市民も納得できるように解決をするべきではないでしょうか。そのためにはやはり、お互いに腹を割った話、遺族の思いをまず大切にしながら、これは法にもうたわれておりますから、きちんとそこで対応する。そこからスタートではないかと思います。一番の再発防止策だと思います。

確かに、市の弁護士交えて相談をということでありまして、遺族のほうも代理人としての弁護士を立てておりますから、それはそれで法的な面では大事だと思いますけれども、実際の遺族の声を大事にするべきだと思います。

私たちは、私たちというのは私ですから、とっと昔の話ですが、学校の先生をととても尊敬をして、とても大好きでした。幸せだった時期だったと思います。今の子供にも、そして保護者にも、そんな思いを南国市の教育行政はさせてあげる。そのためにこそ力を尽くすべきではないでしょうか。それが市の教育行政の責任だと思いますので、引き続き遺族に対しては誠実な対応をされることを求めて、このことについては終わります。

次に、市民や保護者にわかる取り組みについてお尋ねをいたします。

学校からのアンケートに答えたけれども、結果が何も知らされず、何をどうすればよいのか不明だったという御意見も出されております。

あの後、箒口令や窓口一本化が行われ、先生も生徒も、そして保護者も何も聞けない、話せない。そのことの痛みはこれからも、これが解決しない限りは一生皆さん続くことになります。大変つらい現実ではありますが、遺族と一緒に乗り越えるために、可能な限りオープンにして、みんなでの取り組みをすべきではないかと思います。

前にも提案をいたしました、二度とこんなつらいことが起きないように、教委と学校は、Kさんの自死をみんなと一緒に共有しながら、次へつなごうとしていただきたいと思います、お考えをお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） ちょっと質問の趣旨が十分つかめない感じがございますけども、先ほども申しましたように、御両親とお話し合いをしていくということは、これはもう真摯に継続していかないけませんし、御家族も今いますんで、それについても寄り添っていきたいというふうに思っております。

既に、南国市教育委員会が立ち上げました調査専門委員会につきましては、いろんなこと全てを全力で調査専門委員6名の方々が、全校生徒、保護者、教職員からいただき、また御両親にも事情聴取をさせていただいて取りまとめた報告書でございますので、その中に全て記載されております。調査したことについては記載されておりますので、それに沿って御理解をお願いをいたしたいと思っておりますし、先ほども言われましたように、市民、そして保護者に対しては、今までどおり継続して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） これまでの議論の中から幾つか出てきた疑問についてお伺いをいたします。

この問題については、文科省へも遺族の皆さんが納得できないということで持っていかれた中身ですから、それは先ほど教育長が、調査委員会の皆さんが全力で調査をし、出された報告書、これを読めば全てだというふうに言われましたけれども、この調査報告書、改めて今回また読み直したんですけれども、これ本当に調査委員会が作成をしたんですか。

というのは、この中に、前にも触れましたが、調査委員会が書くことはない項目があります。南国市教育委員会から調査専門委員会に対し、諮問を行いました。これは、南国市教育委員会の立場です。また、2ページの、なお委員の委嘱に当たり、事前に御遺族にも構成メンバーについての確認をしていただきました。これも市教育委員会の仕事です。

こうしたことが幾つか書かれておまして、さきにも問題になった議事録がない、議事録がないままこの膨大な、といってもこの半分はあと資料とかなので、全文ではありませんけれども、この中身を調査委員会がまとめたということになるわけですが、先ほど教育長は、全力で、全身全霊で取り組んだというふうに答弁をされたわけですが、これは本当に調査委員会

が取りまとめた中身ですか。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） これは、今の福田議員さんのお言葉を、調査専門委員会の委員長様にお伝えをいたしたいと思います。私は、この調査専門委員会委員の皆様は、本当に誠心誠意取り組んでいただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

当時の中学校の同級生の保護者の方が、我々は3年生であるんで、卒業までに絶対にこの報告書を仕上げてもらいたい、私たちもそれを報告を聞きたい。そういう願いが9月末の説明会でありましたので、わずか中身5カ月間で、全校生徒、教職員、そして保護者、調査のものを1次も2次も、3次も、4次も、不明のこと、未解決のことを追いかけて、年末年始の休みもとらずにまとめていただいた報告書でございます。どうぞ福田議員さんには、この報告書のそういういわゆる誠心誠意、子供たちもKさんのことについて知っていることを全部出してくれて、でき上がった調査報告書でございますので、そのことをぜひ御理解をいただきたいと思ひますし、議員の皆様初め市民の皆様方にも、その点をしっかりと受けとめていただきたいと思ひます。

それから、重ねてこれも議会で何回も御答弁しているんですが、議事録がないということをおか信頼性のものがないというふうにおっしゃられますが、委員長のこれに対する回答をもう一度読まさせていただきますので、御理解をお願いいたしたいと思ひます。

議事録を作成していない理由につきまして御説明を申し上げます。調査専門委員会の設置及びその構成員並びにその職責と権限とについて定めた条例及びその施行規則には、議事録の作成を義務づけた規定はありません。したがって、議事録を作成するかどうかは、委員長の判断に任されていることとなります。委員長の判断は、真相究明という当委員会の職責を果たすためには、委員相互の自由な意見交換と忌憚のない議論とが求められているところ、一旦個々の委員の発言を記録すると、これが既成事実化して、その後の意見交換、議論に対する制約となりかねず、結果的に当委員会の職責を果たせないことが懸念される。したがって、議事録作成に至らなかったというものです、ということで御返事をいただいております。

また先般、土居篤男議員さんの御答弁の中でも申し上げましたが、それぞれの専門家がこの報告書の中の専門部分について御提案をしていただき、それぞれの委員の皆様の意見交換が活発であり、議論がなされ、そして土居篤男議員さんの答弁でも言いましたように、委員の意見が分かれた場合には並記をするということまで確認をしておりましたが、最終的には6名全員の合意を得てこの報告書はまとまったものであります、という委員長からの言葉をいただいて、

私もお受け取りをしたところでございますので、申させていただきます。

○議長（西岡照夫） 19番福田佐和子議員。

○19番（福田佐和子） 2015年4月に施行された改正地方教育行政法は、大津で起きたいじめ問題で指摘をされた教育委員会の対応のおくれ、隠蔽体質、責任の曖昧さを改善することが狙いでしたけれども、新聞報道などでは、改正法も結局教育委員会に教育行政の最終権限がある現行の大枠は変わらず、新制度が有効に機能するかどうかは、各自治体の運用に左右されそうだと指摘をされております。

この法律によって、非常勤の教育委員長と教育行政の事務方トップの教育長を一本化した新教育長を置き、首長が任命・罷免するという中身になりました。さきの議会では、市長が教育長の間違い発言を陳謝しながら、任命責任を認めたところであります。この法律によって、教育長の責任というのは、委員長の分も含めて大変大きなものになっているにもかかわらず、余り変わっていないのではないかというふうにこの間ずっと疑問に思っておりました。

常勤の教育長がもしものときには、第一義的な責任者として迅速に対応すること。そして教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や、教育委員会会議の招集が可能になり、さらに首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき処置について教育委員会と協議、調整を行うことも可能になったわけです。しかし、どんなに法律を変えても、受けとめる側がそのことをきちんと受けとめなければ生きた法律にはならないわけで、先ほども教育長は前回の答弁を繰り返されましたけれども、この調査報告書については、要支援のKさんへの対応がどこにもないし、未解明の問題はそのままにされております。

ですから、調査委員会がまとめたから何も言えないでは、今の教育長の立場からは、責務の重さからは、それでは済まないことになっているのではないのでしょうか。あり得ないと思います。あつてはならない。同席もしたわけですから、審議の経過は詳しくわかっているはずですが、なぜ遺族の疑問を調査委員会に伝え、長の責任で調査委員会の委員長さんとも話をして検討し、どうすれば遺族の方の疑問に答えることができるのか、そのことをなぜ相談をしていただけなかったのかということは、大変残念に思います。

先ほどの答弁を聞きましたので、法律が変わっても教育長の認識は同じだと思っております。今後は、教育行政が果たすべき責任について、改めて考え直すべきだということを強く要望しておきたいと思っております。

児童虐待死検証委員会からの南国市教育委員会、あるいは南国市に指摘をされたことをどのように教訓にしてきたのか、このことも踏まえて、責任ある今後の取り組みを求めて質問を終

わかります。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉発言席〕

○17番（浜田 勉） こんにちは、から入っていきたいと思います。

日本共産党の浜田勉です。

久しぶりに大ドリ、何か感傷的に言うとも味違いますね。私は登壇するに当たって、日ごろのたけ、ただすべきは簡潔に触れておきたいと思います。

余りにも今の世界の指導者と言われる人たちの中に、貧相な発想、平然とうそをつく、オオカミ少年もびっくりするよううそをつきつ放し。それがうまくだませたらそれでよし。世界貿易センタービルへのテロのとき、イスラム教徒が祝っていたと、反イスラムと徒党を組むそんなやり方、ひきょう者中のひきょう者と言わなければならない大統領。あるいはその前からいえば、ヒトラーは国会を共産党が放火したなどと言って共産党を弾圧する。みずからの罪を共産党にかける。あるいは、戦後の日本、中でもGHQあるいは公安などと言われますけれども、このいわゆる松川事件を仕組んで、共産党の弾圧をする道具にする。そういう権謀術策、そういう時代はもう終わったんじゃないか。そんな人たちはもうやめていただきたいということを私は言わなければならないと思います。

もう一方では、公務員の質の問題が問われました。全体の奉仕者たる官僚が、権力に隷従をして長官に昇任した。哀れな長官と言わざるを得ません。

そういうふうな今の状況と全く変わって、新鮮な南国市の首長、市長が生まれました。まさに新鮮な、初め言ったようなところとは全く違った姿であります。平山市長に私は心から祝意を述べたいと思います。同時に、良薬は口に苦しではありませんけれども、耳に逆らうということも触れておかなければなりません。

市民は、市長選にサインを送り、信任をしました。されど、白紙委任ではないものと思います。同時にまた、平山市長のお名前から見る、こんな表現は合いませんけれども、平和で心の広い平山、そしてその魅力が大きく耕す。そして、市民とは三顧の礼をもって親しみを込めて、市政に当たっていく。そういうふうな市長であってほしい。またそうであるということを確認をして、心からの祝意とお願いをしたいと思っております。

今、南国市では、就任挨拶の中でもほ場整備の問題について、市長は触れられました。前市長橋詰氏もほ場整備については、命をかけてまでは言いませんでしたけれども、そのような思いで取り組んでいただきました。だが今、現実問題として、10月段階では、農家の皆さんの9

割の同意などというふうなことが現実的な課題として取り上げられてまいります。

その中で、もう少しの力が、もう少し足らなかったとか、あるいはもうちょっと市のほうから援助があったらねなんていうふうなことが後でないように、私はそういうことを今懸念をしながら、市長に、よし、では全面的に御支援をいたしましょう、というふうなお話を願って、第1問。つまり、市長いかに、ということでお答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 浜田勉議員の御質問にお答えいたします。

前橋詰市長も申しておりましたとおり、この国営ほ場整備は、南国市でも最後のチャンスという思いで行っているというふうに言っていたところであります。私も、ここまでもう、この10月末で90%の同意を得なければならないという状況になって、全力でこの90%、最低400ヘクタールという基準がございますが、それは絶対に達成しなければならない、そのように思っております。そのためには、できる支援は全て行うという気持ちで推進してまいりたいというふうに思っておりますので、浜田議員さんの一層の御協力もよろしくお願い申し上げまして答弁にさせていただきます。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 力強いお答えをいただきました。

今、推進をしている委員の皆さんは、どうなるろうというふうな不安と、これをやって南国市の農業、南国市の暮らし、これの基幹的な産業が安定的に作業ができる、そんな条件を我々がつくっていったら、そういう喜びが実感できるようにしていきたいと思います。

次に、私が質問を出しておりました魚の体内に微細プラ、人体の影響と廃プラ対策はという命題でありますけれども。私は、思いは、あなたはこれでも食べますかというビデオ、今から約30年くらい前になりますが、輸入食品、缶詰の輸入食品の実態を暴いた、いわゆる農産物の輸入自由化ノーの戦いのキャンペーンの旗頭でもありました。まさに、この微細プラの問題、これについてはそのような心境です。

魚をめぐるっては、築地市場が世界のブランドとして評価され、魚文化の聖地として観光客がごった返しております。魚文化は築地が牽引役でありました。その魚文化が、微細プラの影響で不安が広がっています。

一つは魚への影響、もう一つは当然人体です。そして、環境の問題です。この石油製品でありますから、当然のように害があるということは承知しております。東京湾で調査した魚は8割が、そして全体でも4割というお魚の体内に廃プラが入っておったということでもあります。

まさにその点では、日常的な我々自身も責任があると思います。だが、これをつくっておる製造者責任というものが明確になっておりません。どの川を見ても、滞留しておるところには廃プラ、そういうふうなものが浮き沈みしています。

私は、これらについて、昔、私どもが子供のときに、これは全く例が違いますけれども、ネズミの尻尾を押さえて学校へ持っていったら5円いただきました。これは病気の関係でありましたが、そういうふうなことを、餌で釣るというわけではありませんけれども、関心を広めるという点では、こういうふうな廃プラ除去の取り組みを子供の生活の中にも求めていくべき、大人はもちろんのことであります。

このプラの生産状況は、2015年で3万2,000トンと言われ、そして海には既に800万トンというものが流入、埋没をしておる。2050年には、この埋没プラが魚の全量、これを超すであろうというくらい、まさに海は廃プラが占領している。魚は隅に寄っちゃれというふうになりかねません。

そんなことで私は、この廃プラ問題については、社会問題としてあるいは観光行政として、真剣な対応が今後求められてくるだろうというふうに思います。そこで、お尋ねをしておきます。製造者責任の問題、これは問えますか、問えませんか。あるいは河川にあります浮き沈みするこの廃プラの除去についての取り組みの問題、あるいは会社の生産を変える、あるいは製品の中身を例えば紙でつくるなどというふうなことが今後求められなければならないと思います。それらについてお答えをいただく方の見解を求めます。

○議長（西岡照夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（西岡照夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番浜田勉議員の質問に対する答弁を求めます。環境課長。

○環境課長（谷合成章） 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問にもありました海に漂う微細なマイクロプラスチックを体内に取り込んだ魚が、東京湾や大阪湾、琵琶湖など、国内の広い地域で見つかったとの京都大学の研究チームの調査結果が新聞等で報道されているところでございます。

マイクロプラスチックにつきましては、レジ袋やペットボトルなどが紫外線や波で砕かれて

できた大きさ5ミリ以下のものであります。人がこのような魚を食べた場合、プラスチックは体外に排出されると考えられておりますが、京都大学は、環境中の化学物質との吸着がしやすく海洋生物への影響調査の必要があるとしておりまして、人体への影響あるいはおっしゃられました製造物責任につきましては、今後のさらなる調査結果を注視してまいりたいと考えております。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今の段階ではまだそのような段階だろうと、新聞報道から見る範囲では、今まだそういうふうな状況であるということは察知しております。ただ、大事なのは、私は初めに触れましたが、あなたはこれでも食べますかというタイトルで入りました。つまり、食の安全という問題について、今後も行政としても、今のような状況を報告だけではなくて、それへの対応ってというような問題も今後は深めていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次に、無戸籍の問題について触れてまいります。

私の社会的な音痴からか、無戸籍っていうのは全くの初物の言葉でした。新聞報道では、700人の法務省発表、そして無戸籍の児童家庭の家族の会では、1万人以上というふうに発表をされておりました。これは民主主義の問題なのか、あるいは民主主義の欠如あるいは墮落、男尊女卑、暴力、離婚、認知の問題とあれこれ考えましたがやっぱりわかりません。

私の思っていたのは、中国が鄧小平のときに一人っ子政策というのをとり、今は重大な誤りであったということが立証されておりますけれども、そのときは中国の人口問題の対応としてとられた処置でありました。その関係で、いびつないわゆる社会構造、そして結婚適齢期と言われる年代の圧倒的な男性、女性の希少価値というふうな表現が言えると思います。そんなふうな社会、そこが無戸籍との対比の捉まえ方でありましたが、この無戸籍というのが新聞報道等でよく理解というんか、意味はわかりました。

特に、日本の行政組織というのは、世界一、住民の生活環境の掌握力というのがずば抜けておるといふふうに言われておりながら、これがなぜその行政の力で、そういうふうな無戸籍という問題が、解決あるいはそういう方向がなぜとれないのか。じゃあ、いわゆる行政組織というのは権力の側の組織であって、住民に生かされた組織になっていないというふうにも言えないわけでありません。

私はそういう点で、無戸籍という問題が、特に子供の将来、つまり学校あるいは就学、そして就職あるいは結婚というふうな人生の全てにわたって、真っ黒けのけというふうな状況に追

いや。この無戸籍という問題は、もう国の責任というふうなぐあいを受けとめ、あるいは行政の責任というくらいに捉まえて対応しないと、これ1万人という問題が、これは社会問題にならざるを得ないのではないかというふうに思います。そういう点で、無戸籍というのがどういう内容で発生し、そして今後どういうふうな方向であれば解決の糸口をつかむことができるのかということを質問をし、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 無戸籍者とは、先ほど議員が言われましたとおり、日本人として生まれながら戸籍がない方のことです。言うまでもなく、戸籍は日本人であることのあかしであり、通常は出生届で戸籍に記載され、住民基本台帳にも記載されますので、あらゆる行政サービスを受けるためのものになる重要なものです。

戸籍がない理由として、これまでも問題となっておりましたのは、離婚後300日問題です。戸籍は法律上の親子関係を公証するものですから、出生届書には法律上の親子関係のある父母を記載する必要があります。この父母が婚姻している場合は、夫を父、妻を母とする出生届書を提出すれば、出生の届け出が受理され、子が戸籍に記載されます。ここで、この血縁上の父が夫とは別の男性である場合には、法律上の父と血縁上の父とが異なるということになりますが、市町村の戸籍窓口においては、出生した子の法律上の父が血縁上の父と同一か否か、そういった実質的な審理はできませんので、血縁上の父とする出生届書を提出されましても、出生届け出の受理はできないということになっております。

離婚後300日問題と言われるのは、母が元夫との離婚後300日以内に子を出生した場合は、その子は民法上元夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と元夫が異なるときであっても、原則として元夫を父とする出生届け出しが受理をされないというものでして、これが実際の血縁上の父を記載したいという思いで出生届を出されない場合に、無戸籍ということが起こってしまいます。この嫡出推定制度は、法律上の親子関係を早期に安定させるための民法上の制度で、民法772条で定められております。

先ほど申しましたように、この嫡出推定によらずに、市町村の戸籍窓口で父を調査し認定することは困難ですので、血縁上の父を戸籍に記載するためには裁判上の手続によることとなります。南国市としては、そのような御相談があった場合は、これまでどおり最寄りの法務局を紹介し、手続について御案内をしていただくような対応を行っております。

なお、市町村の窓口では、子供の福祉のため、無戸籍者であっても市町村内に住所があることが明らかな場合、また同時に親子関係不存在確認の裁判を起こしている場合は、住民登録を

行いまして行政サービスが行えるように努めております。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今お答えをいただきましたが、私も今の答弁の中で、答弁者も余りわやすなよというような思いを込めて言っておったような感じがしました。

というのは、俗に子供の場合は愛の結晶という表現で言うわけでありますけれども、300日という問題が全く根拠のない300日と、いわれなき300日というふうなことが現実にあるわけで、そういう点でこの300日項目というのは、合法的といえそう、書類的結晶というふうな表現になってくると思います。だから、こういう点について300日問題っていうのは、今後解決されなければならない。ただ、法律上の問題としてあるいは表現力の問題として、それは存在するかもわかりませんが、私はこの300日条項というのが、そのままとわに決定的な要因であるというふうには理解できませんが、その点どのように今後なるであろうというふうにお考えなのか、一言お答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 先ほど議員言われましたのは、法律上の問題でございますので、これは国のほうの御判断にということになります。近年はDNA鑑定とかもございまして、方向性としてはどうなっていくかというのは、申しわけございませんが、こちらからは申し上げられないというところでございます。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今お答えをいただきました。そう言うしかないだろうと思います。

私は、次にいわゆる今大きい問題になっているミサイルあるいは核実験の問題について、そして南国市の先駆的な役割、非核平和宣言について一言触れて質問といたしたいと思います。

私は、この金正恩のとっている行動、まあ言えばやんちゃないられの、そしてぼんぼんの、というふうな表現のしようのない子供だろうというふうにはしか見えません。そして、片やもう一方のいわゆる不動産屋のおんちゃん、これも言えば似たり寄ったりというふうなことで、大口をたたいた2人が太平洋をまたいで論争している、それが最高の悪魔の応酬です。物すごいぐらい危険な状況がつくられているというふうには言わなければなりません。それを土佐弁流に訳してみると、極めてちゃちな話というふうになってしまいます。

おんしゃあ、しょう酔うちゅうにゃあ。大抵なら、何言いよらや、おんしこそ酔うちよらや。それに、おんしゃあ一言多いぞということが、何つらや、というふうなそんな応酬。まさにどなり合う2人。作文であれば、どなり合う2人ということになってしまいますけれども。いえ

ば、一人は言わずと知れた、他国の空港を舞台にして兄を公開処刑にする男、もう一人は悪魔のジョーカーという異名をとる、気に食わん連中にはトマホークをぶつつける、こんな極めて危険な2人を私は今まで見たことがありません。これは、国際的な世論、そしてまたその実力行使については対話の方法しかないというふうに思います。

とりわけ、今スイスの大統領やドイツのメルケル首相が、まさに地球救済の行動をとろうとしています。昔から、仲裁は時の氏神というふうに言われるわけでありますから、私はそういうふうなことがとられなければ、本当に危ない状況が、とりわけ日本の上空でいわゆる太平洋をまたいだ形で、どんちゃかもうやってるわけでありますから、その点が今後話し合いの場というふうなことが大きく取り上げられてこなければならない。

では、そういうふうな今の状況をどのような認識で受けとめているのか。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 浜田勉議員の北朝鮮の問題ですけれども、北朝鮮のたび重なるミサイル発射や核実験については大変危惧しております。特に、グアムへのミサイル攻撃計画では、本県の上空を通過すると名指しされまして、香南市の陸上自衛隊高知駐屯地には、地対空誘導弾パトリオット、PAC3が配備されたところでございます。さらに、北朝鮮はこの9月3日には6度目の核実験を行って、ますます緊張感が高まっていると。こうした北朝鮮の動きに対して、国連の安全保障理事会が、北朝鮮への原油や石油精製品の輸出を制限する、こういった制裁決議を中国やロシアも賛成して、全会一致で採択されたというような状況となっており、国際社会全体が北朝鮮の行動を非難しているという状況だと思えます。

これに対して、北朝鮮がこの抗議のためでしょうか、けさ、さらにミサイルを発射したというようなことで、8月29日に続いて北海道上空を通過して、飛距離もさらに延ばしたと、襟裳岬の東2,000キロに着水したというような報道があっていると思えますけれども。こういった状況を見ましても、議員が言われるように、ただ北朝鮮を身動きのとれないように制裁で追い込むというのは、何と申しますか、挑発のし合いというような感じになってくるかとも思われます。

北朝鮮の問題につきましては、土居篤男議員さんに市長がお答えしましたように、やはり話し合いによる平和的解決に向けて、全世界が努力しなければならないと思えます。そういった意味で、先ほど挙げました仲介というようなものも必要であろうかと思えますけれども。米朝

が対話ができるような、そういった解決に向けて日本政府にも努力していただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えいただきました。

特に、今そういう緊迫した状況ということを考えてとき、今お答えいただきましたような対話の問題というのが、最終的なランクになってくるだろうと。特に、1945年までの日本の実態、日本軍の言うせりふは、資源を鬼畜米英に奪われたというのがキャッチフレーズで、だから資源のほうを求めて攻めていく、これが合法的だというふうな論法がありました。まさに、飛躍した金正恩の考え方、これは戦前のやはり日本の軍部のとった行動を悪い意味で勉強したというふうに言わなければなりません。

私は、南国市の非核平和都市宣言が2度、議会で行われました。そういうふうに、いつどのような文言で、そしてどういう情勢下で決議されたのか。この決議は県下的にもどういうふうな位置づけ、存在性があったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 御紹介がありましたように、南国市では非核平和都市に関する決議が2度されておりますけれども、いつどのような文言ということでございますが、ともに議員発議によるものでございますが、昭和58年の3月議会で非核平和都市を建設する決議が決議されまして、平成21年12月議会において非核平和都市宣言を宣言する決議が決議されております。どのような文言ということでございましたので、ちょっと長くなりますけれども、読んで御紹介させていただきます。

非核平和都市宣言を建設する決議。これは昭和58年3月25日に決議されているものですが、非核平和都市宣言を建設する決議。世界と日本の恒久平和実現は、南国市民の悲願である。しかしながら、米ソを初めとする核軍拡競争が激化している今日、世界唯一の被爆国として、また平和憲法の本質からも、核兵器の全面禁止と軍備縮小を目指す我が国の責任は極めて重大である。よって、南国市議会は市民の総意として、1、南国市の区域内での非核三原則（持たず、つくらず、持ち込ませず）を完全実施する。2、核兵器の南国市への通過、一時持ち込みをさせない。3、核兵器の完全禁止のため、南国市を「非核都市」とし、広く呼びかける。以上のとおり決議する。昭和58年3月25日。南国市議会。と。

それから、2度目の平成21年のものでございますが、非核平和都市を宣言する決議。私たちの南国市は、豊かな美しい自然に育まれて発展してきました。今、その恩恵を受けながら生き

る者として、このかけがえのない豊かな自然を平和で美しいままに後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた大切な責務であります。しかし、今もなお、世界では地域紛争やテロの頻発など、人間の生命の尊厳を踏みにじる行為が繰り返される中で、核の小型化や拡散が進み、世界の平和と人類の生存に脅威をもたらしています。日本は、世界唯一の被爆国です。人類破滅に導く核兵器の廃絶と平和のとうとさを訴え、世界の恒久平和の実現を希求することは、すべての市民の願いです。私たちは、市制施行50周年を機に、核兵器の廃絶と平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、ここに「非核平和都市」を宣言することを決議します。平成21年12月16日。南国市議会。というふうになっております。御紹介させていただきました。

それで、この決議された、こういった情勢下であったかということでございますが。まず初めの決議の背景につきましてちょっと調べてみましたけれども、昭和58年には1月に当時の中曽根首相が、訪米の際に日本列島を不沈空母のように強力に防衛すると述べた、いわゆる不沈空母発言が問題となっております。3月25日に決議されておりますけれども、この年の9月1日には、大韓航空機事件が発生しております。ただし、これはソ連の領空侵犯によるもので、北朝鮮によるものとはまた違ってます。北朝鮮のはまた4年後に起こっているということです。

それから、2度目の決議、平成21年の分ですけれども、この背景につきましては、まず南国市制50周年の年であったということでございます。この年の1月に、アメリカではオバマ政権が誕生していると。それで、4月には北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、また核実験も成功しております。今の状況とかなり似た状況下であったのかなというふうに思います。日本国内では、8月31日の総選挙で民主党が圧勝して鳩山政権が誕生するというような政権交代のあった年というふうなことで、歴史を振り返ってみると大体このような状況下であったというふうなところでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今、2つのいわゆる非核宣言、特にことしは国連で初めて非核宣言が122カ国によって国連決議となっております。これはまさに、国連ではびっくりすると言うくらい、いわゆる今までの大国支配、あるいは核兵器を持った国の絶対的な牽制、これをはねのけての、いけば小さな国の団結によって国連決議がつけられた。まさに平和への願いそのままです。

私は、特にそれと同時に、南国市の2つの時代的な背景と、そして平和宣言をやったこと。またその1回目のときは情勢的には怪しげな情勢でもあったわけでありまして。それで、2回目

のときは、これは金婚の誓いというぐあい。つまり、この平和を享受してやってきた南国市政、この南国市政にやいばを向ける者については許さない、というふうな思いを込めた決議であったというふうに思います。

1回目の決議のときの方は、ほとんどおかくれになっておるといふような状況で、2回目の決議のときは、克憲君1人が亡くなって、あと全員が健在であります。そういう点で私は、この2つの決議、これは画期的な今の平和への願いあるいは国民的な願いに合致した取り組みであります。そういう点で改めて非核宣言の貴重さ、大切さ、そして歴史的な状況、これらを踏まえて何か表示するもの、あるいはその決議に参加した議員の皆さんがもう一度その思いを高らかに宣言する、そういうふうな取り組みが今後求められていいんじゃないかというふうに思います。これはまた、後日の段階で取り組んでいきたいと思いますが、私はやはり50年の誓い、金婚式の誓いをさらに引き上げていくようにやっていきたいと思っています。

次に、防災の日の設定と1946年の南海地震の実態、これをどのように受けとめておるのかという問題であります。

私が防災の日の設定はと聞いたのは、地震も軍事的機密という形で放置される。つまり人命も災害も軍事的機密ということで、昭和19年、20年に起きたいわゆる三重県あるいは福井県の地震は抹殺をされておりました。私の小学校、中学校、高校の段階では、余りそのことについてはわかっておりませんでしたけれども、その後、いわゆる戦争か平和かというふうな社会問題に目が向かったときに、その地震の問題がわかりました。地震が軍事機密かや。戦意喪失という形で、これを地震がめちゃに取り扱われたということは許されないことではないかというふうに思ったものでした。

特に、9月1日の設定について、私はいわゆる朝鮮人の虐殺、6,000人とも言われますし、中国の人は700人とも言われます。さらに、我々の先輩である川合義虎、共産主義青年同盟の委員長など、これが社会主義者ということで虐殺をされました。そんなことがあった。なぜ、そういうふうなことも含めて私は、この9月1日という地震日のいわゆる防災日の設定というのは、極めて大切な取り扱いをしなければならない問題だというふうに思いますが。そういう点ではどういう内容として防災の日が設定されたのか、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 防災の日につきましては、昭和35年6月17日の内閣の閣議了解により制定されております。9月1日としたことは、大正12年9月1日に関東大震災が発生したこと、また二百十日に当たり台風シーズンを迎える時期であるということで、災害への備え

を怠らないようにとの戒めも込められておりました。昭和57年5月11日に閣議了解により、政府、地方公共団体等防災関係諸機関を初め、広く国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、防災の日を9月1日とし、この日を含む1週間、8月30日から9月5日までを防災週間としました。それによって、昭和35年の防災の日の創設は廃止されております。

本市におきましては、9月1日には小中学校を会場として、学校、地域、自主防災会、消防団、議員の皆様にご参加をいただき、また警察、自衛隊等防災関係機関の御協力をいただき、毎年震災訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えをいただきました。

私は、特にこの9月1日、いわゆる関東大震災ということと虐殺の問題、そして東京都知事小池氏の変節ぶりについて、怒りを覚えるものであります。

特に、2020年にはオリンピックあるいはパラリンピックというふうな国際的な平和行事を前にして、いわゆる他国の人を虐殺した、そういう歴史的な事実を抹殺する、それをかき消してしまうというふうなこと。つまり追悼文を出さない、一般的な被災者と同様扱いで結構だというふうなことは国際的には全く許されない行為であります。

今でも、バルカン半島だとかいうふうに戦争のメッカ、メッカということはないんでしょうけれども、戦争がよく起こったその半島なんかで起きた、あるいはトルコとの関係だとかいうような問題は、もう100年も200年も前の問題がいまだに虐殺、そういうふうなことで国際世論をまだかき立てている、そういう実態であります。それを今、そういうふうな状況で東京都知事がそれを否定するというふうなことは許されない行為だろうというふうに思います。なお、亀戸事件というのは、共産主義青年同盟の委員長、川合義虎など10名も虐殺をされました。

これは特に軍部と警察がそれを追認したというわけではありませんけれども、その虐殺の行為、それを取り締まりをしなかった。あるいはそういうんじゃなくて、外国人をいけば押さえるというふうな行為が追認をしたと。その当時の警視庁の偉い手だった正力松太郎は、後でそういうふうなことについての反省文を述べておりました。

私はそういう点でも、国際的な問題になるこのいわゆる虐殺、外国人という扱いは、我々国際的な訓練はされておられませんけれども、そのことを肝に銘じて今後対処していかなければな

らないと思っております。

私が、この1946年12月に起こった南海地震について触れて、過去の出来事、過去を知ることの大切なこと、過去を知るとは現代を知ることであるし、過去を知ることによって現代を分析することができるというふうに思います。私はその点で、私が体験をした1946年の浜田勉体感記を述べてみたいと思います。

朝、まだ暗かったんですが、揺れを感じて目が覚め、そして爆弾落ちたと言って布団へ潜り込む。そして母が、地震じゃと言って私の首根っこをひっ提げて飛び出るといのが物の3分かくらいだったでしょう。だけど、物すごく長く感じましたが、そういう思い出がまず冒頭で。そして外へ出ますとうちの前がすぐ竹やぶでして、竹やぶへみんなが、そこへ七、八人の方が寄り添っていたと思います。そして、そこで二、三時間おって、わらぶきのわらをためておる倉庫へ行ってそのわらを抜いて、そこで潜り込んでぬくんぼする。つまり、12月でありましたから、今の12月はぬくいんですが、その当時の12月は結構冷やかかったというふうに思っております。そんなことがありました。

そして、三和では、南国市でも一番の被災、死者が出ました。私の同級生も、9月の運動会で1番をとった足の速いのが、おじいさんと一緒に2階で納屋で寝ておりました、そこがつえて亡くなった。死者第1号ですが、そういうふうな苦いっていうんか、恐ろしい思い出をつくりました。

その後、なお、その当時皆さん余り御存じじゃないと思いますけれども、お米を闇米というような表現でありました。それで、うちの父と姉は、東京へ大学に行ってる兄のところへ米を売りに行ったんですよね。闇米を持ってリュックサックに詰めて行きました。捕まったというふうには聞いておりませんので、無事売ったか何かしたんだろうと思います。

そういうことで、そして私の記憶の中では、その米で金ができたのか兄貴も一緒に帰ってきて、五台山から下知のほうの津波というんか、水につかった浸水状況を見たような記憶がございます。だから、高知市の東のほう、今でも地震、津波ということで西の朝倉のほうへ逃げるというような人がはや出てきておりますけれども、下知のほうでは1946年のときの浸水、これはまさに教訓となったと思います。

また、私の片山のほうでもそうでした。片山のほうからずっと浜改田のほう、浜田の部落のほうへ抜ける道がいえば地盤が悪い、昔から言われておったところです。だけど、後、家はすっと建っております。今もそうですが。そのこととあわして、その当時は三和村でしたが、あと香長村、そして南国市、この香長村も南国市も、建設課のほうへ行って、地震の関係で地盤

の弱いところの図面があるろうがよと言ったら、ない、それは時価が下がるき見せるわけにいかんということで処理をされた経過がございました。

今はそんなことはなく、もう弱いところは弱いところというふうにはっきり出すだろうと思いますけれども。そういうふうなこと、つまり過去の出来事を把握することの大切さというのは実感をいたしました。

そのような南海地震の南国市における被災状況、どのように捉まえているのか報告をしていただきたいと思います。はいはい、ありがとうございます。

○議長（西岡照夫） 浜田議員の持ち時間は8分少々でございますので、よろしく願いをいたします。

答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 昭和南海地震は、昭和21年12月21日午前4時19分に発生し、マグニチュード8.0、揺れは震度5、津波高は5メートルでありました。南国市の被害につきましては、死者16名、後免3名、三和8名、十市4名、日章1名。負傷者46名、内訳は三和34名、十市2名、稲生6名、日章3名、前浜1名。倒壊家屋97戸、後免が4戸、三和が58戸、十市12戸、稲生18戸、日章2戸、前浜3戸。半壊家屋につきましては、全部で417戸で、罹災者につきましては1,599名であり、それからあと十市、三和地区で約2尺沈下しております。津波につきましては、海岸線は丘陵をなしているのです、浜堤により津波の浸水は遮られており、人的被害は報告されておられません。

この所見ということですが、家屋の倒壊や半壊の多い地域は、やはり死者や負傷者が多くなっております。現在進めています住宅の耐震化や家具の固定、またブロック塀の安全対策については、命を守るためには有効な対策であると思っておりますので、引き続き事業の実施を呼びかけてまいります。

また、昭和南海地震は、過去の南海地震と比較しても小さかったと言われており、次の南海地震の揺れや津波は、昭和南海地震よりはるかに大きいと言われております。自然災害を全て防ぐことはできませんが、いたずらに怖がることなく、地震、津波の特性を正しく理解し、きちんと備えをしていただくことが重要なことでもありますので、今後におきましても、地域の防災力の向上のために取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えをいただきました。

もう地震については、三和村が最高の被災地でありまして、私の同級生あるいはずっとうちのほうから南組、今、前のセイレイ農機の北側、そして土居、馬橋というふうに流れて浜田のほうでというふうなのが地震の実態でした。24インチの自転車へ乗って、それをいえば興味津々で回ったように思います。

なお、今報告がありましたけれども、浜改田のほうの津波は、実は前の市役所職員であった溝淵慶喜君ところの前にイリヤがありました。そのイリヤのすぐのところまで、津波は押し寄せてきたというのであります。昔は堤防はありませんので砂浜でして、もっと長い砂浜でした。歩いていったらもう、たるばあ沖まで行かないかんというふうなところでしたが、そういうふうなことでした。

なお、その大きいという話と合わせて、今度まさに9月1日防災の日に合わせてように、浜改田で、勉さん見た、見ちゃあせんろう。何ぞと確かめると、堤防の外よ、テトラとの間が壊れちゃえ、というようなことで。現場へ行ってみますと、浜改田から沖へ流れる、いやいや、浜改田の東場のユルのほうに、しっかりいわゆるメントで固めた丈夫な、丘のほうで言うならば親水公園、海で言うから海水公園になりましようか、そういうきれいなところがめちゃめちゃに壊れてる。横30メートルくらい、縦が20メートルくらいというふうなことで。浜の人は、堤防の上は直しゅうけんど、底が抜けゆうでよ。これはもう何とかせないかんと。テトラを前へびゃあつと置くか、これを直さんと堤防が壊れるでよ、というふうなことを言っておりました。それについて対処方針はどのようになっておりましたでしょうか。

○議長（西岡照夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 議員御指摘の海岸は、高知県が管理しておるところでございます。県中央東土木事務所に確認したところ、緩傾斜護岸というそうでございます。高波の影響によって、躯体下の砂が動く、吸われるということで、ずれたりということになるようでございます。議員のほかにも、堤防の津波対策工事中に地元の方からも指摘をされて、現場の確認をしておるそうでございます。

今後は、予算要望をして、暫時直していくということでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 浜田勉議員に申し上げます。持ち時間は6分少々でございますので、よろしく申し上げます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 次に、地方の人々の足あるいは生活環境を守るローカル線の問題について触れておきたいと思います。

今、地方は人口減、あるいはきのうの新聞でもありましたように、最低賃金制が高知県は最低ということで、例えば就労人口の問題も指摘がされておりました。そんなにこういうふうになるわけでありますから、いわゆる子供の出生率の問題だとかあるいは結婚についての考え方だとかいろんな部分で、街部あるいは都会とは違った現象が生まれてきておると思います。

そのこととあわせて、いわゆるJRになった、つまりJNRからJRになった、このいわゆる国鉄からJRという民間会社になったという経過なんかを踏まえて、今大きな問題が生まれてきています。地方の再生の最たる足とも言われるこの鉄路が、北海道では新幹線が入ってくると同時に廃線という状況がどんどんつくられてきている。で、今北海道は、新幹線イコール廃線というふうな状況になっている。

で、高知県でもそのようなことが起こりはしないのか。四国でも、新幹線問題が期成同盟がとかいうふうなのが出ておりますし、四国支社の見解は、新幹線が来れば支線、つまり枝はそこもお客さんが来るから繁盛するなどというふうなばかげた幻想を振りまいております。それへ何千億とかいうふうな金をかけて新幹線をやって、後々借金の塊というようなことになった場合、第三セクターでやったとしたら、まさに地方の市町村は崩壊であります。

それらとあわせて考えてみるときに、南国でのローカル線というのは、なはり線であります。このなはり線の乗降客の状況あるいはお客さんの中身、つまり今、社会的な実態として、通勤のお客さんか一般のお客さんかということによって、その線路の持っている存在性が問われてきています。

まさに、その点では、なはり線はどのような状況になっているのか、あるいは乗降客の状況は。あるいは運営上の、経営上の点ではどんな点が問題になっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） ごめん・なはり線の経営状況、利用状況ということでございます。土佐くろしお鉄道株式会社が運行しておりますごめん・なはり線の利用状況につきましては、平成28年度は延べ123万人が利用しております、うち定期での利用者の比率は65%となっております。また、市内3駅での乗降者の数は、平成27年度ベースで1日平均817人という状況でございます。

経営状況につきましては、沿線人口の減少、高齢化の進展などにより厳しい状況が依然続い

ております。高知県及び周辺11市町村で組織しますごめん・なはり線活性化協議会により、利用促進事業を実施するとともに、鉄道経営助成基金を造成しまして、基金の中から会社の経常損失への補填を行っております。なお、平成28年度の損失補填額は約3,700万円でございます。

基金につきましては、昭和63年度から造成を始めておりまして、平成25年度から本市を含む沿線7市町村で固定資産税額25%相当額を負担をしております。

そのほかにも、ごめん・なはり線の旅客輸送の安全性の確保対策としまして、車両の更新、枕木・レール等の修繕、高架橋の耐震化などにつきまして、国、県、沿線市町村とともに会社に対しまして、補助金を交付をしている状況でございます。

会社の経営の見通しにつきましては、浜田議員の御指摘のとおり、今後、高規格道路等の延伸により自動車による移動時間も大幅に短縮されることから、ごめん・なはり線の通勤利用者がマイカー通勤者に転換することが懸念をされます。また一方で、四国新幹線の実現に向けて、本年の7月に四国4県と経済団体などによる四国新幹線整備促進期成会が設立されたところでございます。

ローカル線としての経営は、これまで以上に厳しい状況が続くことが予想されますけれども、ごめん・なはり線につきましては、県東部の生活の足として欠かせない交通手段となっておりますので、今後の支援のあり方につきましては、利用の推移、また経営の状況を見守りながら、県及び周辺11市町村で組織をしますこのごめん・なはり線活性化協議会において、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 浜田勉議員に申し上げます。残り時間が3分でございますので、簡潔に願います。17番浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 御指摘をいただいたように努めてまいりたいと思います。

さあ、めったねというのが時間やけどね。今ローカル線の問題についてというんか、地方の足、この足を奪われてたまるかという問題が、今後大きく社会問題になってくるだろうと思いますし、同時に高速道路の延伸という問題と、ではどういうふうにそれが連携をできた形でいくのか。それよりも決定的なのは人口減じゃないのかとか、いろいろな形で論議が深まってくると思います。ともかく、足を奪われてはだめというのを軸にしながら協議を深めていきたいと思います。

次に、お待たせをいたしました。食料問題について、私が触れなかったらおかしいじゃないかと、そのとおりでありまして。私は、特に食料問題でも基本的ないわゆる主権国家としての

あり方、そして食に対する考え方、これを今後も大きく取り上げていかなければならないのではないかと。

私は一つの大きな例としては、デンマークの小学生が、ドイツから入ってくる卵だっと思えますけれども、それがデンマークの卵よりも何倍も高いと。それをその子供が、うちの生活、つまりいけば環境も、そして食の安定化というような面、それからあとドイツの卵というのはなかなか変色する問題が出てきますけれども、そういうふうに分ところの卵、これを大事にする、そのことが大事ではないか。

これは、南国が自校方式、つまり自校方式でやった学校給食、そして中学校への今後発生してくる、小学校を……。ありゃ、まっことない。じゃあ、終わります。

○議長（西岡照夫） 別段答えはよろございますか。

（「ええ、答弁はわかっております」と呼ぶ者あり）

以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明16日から18日までの3日間は休日のため休会とし、9月19日に会議を開きます。

9月19日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時56分 散会